

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

3 0 問 2 時間 3 0 分

A－1 次の記述は、電波法（第2条）及び無線局運用規則（第2条）において定める用語の定義について述べたものである。これらの規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「モールス無線電信」とは、電波を利用して、 **A** を送り、又は **B** をいう。
② 「無線設備」とは、 **C** 、無線電話その他電波を送り、又は **D** をいう。

	A	B	C	D
1	符号	受ける無線通信	無線電信	受けるための通信設備
2	符号	受けるための通信設備	モールス無線電信	受けるための電氣的設備
3	モールス符号	受ける無線通信	モールス無線電信	受けるための通信設備
4	モールス符号	受けるための通信設備	無線電信	受けるための電氣的設備

A－2 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) **A** 無線局で総務省令で定めるもの
(2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が **B** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するもの
(3) 空中線電力が **C** 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、適合表示無線設備のみを使用するもの
(4) 総務大臣の登録を受けて開設する無線局

	A	B	C
1	発射する電波が著しく微弱な	1.5ワット	0.01ワット
2	小規模な	1.5ワット	1ワット
3	発射する電波が著しく微弱な	0.5ワット	1ワット
4	小規模な	0.5ワット	0.01ワット

A－3 次に掲げる者のうち、総務大臣がアマチュア無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
2 電波の発射の停止の命令を受け、その停止の命令の解除の日から2年を経過しない者
3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過しない者
4 無線局の運用の停止の命令を受け、その停止の期間の終了の日から2年を経過しない者

A－4 用語の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の上限又は下限の周波数の特性周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の割当周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百分率又はヘルツで表す。
2 「割当周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
3 「特性周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。
4 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の0.5パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等0.5パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

A－5 アマチュア無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更及び無線設備の設置場所の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、工事落成の期限を延長することができる。
- 2 予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）の技術基準に合致するものでなければならない。
- 3 予備免許を受けた者は、総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所の変更をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

A－6 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は A が、総務省令で定める限度を超えて B を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が B を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。ただし、無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）第2項以下の規定において、別に定めのある場合は、その定めるところによるものとする。
- ③ その他の条件として、受信設備は、なるべく次の(1)から(4)までに適合するものでなければならない。
 - (1) 内部雑音が小さいこと。
 - (2) 感度が十分であること。
 - (3) 選択度が適正であること。
 - (4) C が十分であること。

A	B	C
1 高周波電流	他の無線設備の機能に支障	了解度
2 高周波電流	重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	安定度
3 空中線電流	他の無線設備の機能に支障	安定度
4 空中線電流	重要無線通信を行う無線局の運用に妨害	了解度

A－7 高压電気（注）に対する安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第23条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高压電気を通ずるものは、線溝若しくは丈夫な絶縁体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高压電気を通ずるものは、丈夫な絶縁体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高压電気を通ずるものは、接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、無線従事者以外の者が出入しない場所に装置する場合は、この限りでない。
- 4 送信設備の各単位装置相互間をつなぐ電線であって高压電気を通ずるものは、金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A－8 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差に関する次の記述のうち、無線設備規則（第14条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限40パーセントとする。
- 2 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセントで下限20パーセントとする。
- 3 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限15パーセントで下限15パーセントとする。
- 4 アマチュア局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセントとする。

A－9 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 Bについては、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 Bについては、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため Cであること。

A	B	C
1 無線設備	遭難通信及び緊急通信	必要最小のもの
2 無線設備の設置場所	遭難通信	必要最小のもの
3 無線設備の設置場所	遭難通信及び緊急通信	十分なもの
4 無線設備	遭難通信	十分なもの

A－10 擬似空中線回路の使用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するのはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、電波の発射前には、なるべく擬似空中線回路を使用して送信機が正常に動作することを確認しなければならない。
- 3 無線局は、電波法第18条（変更検査）の検査に際して運用するときは、擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、電波法第3章（無線設備）の技術基準に適合し、かつ、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用しなければならない。

A－11 次の記述は、一般通信方法における無線通信の原則について述べたものである。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 無線通信は、これを行ってはならない。
- ② 無線通信に使用する用語は、 B なければならない。
- ③ 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- ④ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、 C なければならない。

A	B	C
1 相手局が聴取できない速度のモールス	できる限り簡潔で	通報の終了後に訂正し
2 相手局が聴取できない速度のモールス	なるべく略符号又は略語を使用し	直ちに訂正し
3 必要のない	なるべく略符号又は略語を使用し	通報の終了後に訂正し
4 必要のない	できる限り簡潔で	直ちに訂正し

A－12 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

自局に対する A ときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「 B」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A	B
1 呼出しであることが確実でない呼出しを受信した	貴局名は何ですか
2 呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実である	貴局名は何ですか
3 呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実である	誰かこちらを呼びましたか
4 呼出しであることが確実でない呼出しを受信した	誰かこちらを呼びましたか

A－13 次の記述は、無線電信通信における通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第 1 2 条、第 1 3 条及び第 3 8 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

通信が終了したときは、「」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

- 1 . . . - . -
- 2 . - . - .
- 3 - - . .
- 4 - . - . . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－14 次の記述は、無線電信通信における通報の送信方法について述べたものである。無線局運用規則（第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 3 5 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」（欧文であるときは、「」）を前置して行うものとする。

- 1 . - . . - --- . .
- 2 . - . . -
- 3 --- . . . ---
- 4 . . . --- . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－15 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「そちらの信号の明りょう度は、非常に良いです。」を示す Q 符号を表すものはどれか。無線局運用規則（第 1 2 条及び第 1 3 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . - . - . -
- 2 --- . - - . . . - -
- 3 --- . - . - . - . - -
- 4 --- . - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－16 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「こちらは、もっとおそく送信しましょうか。」を示す Q 符号及び問符を表したものはどれか。無線局運用規則（第 1 2 条及び第 1 3 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . - - . . - .
- 2 --- . - . - . . - . . - . . - .
- 3 --- . - . - . --- . . - - . .
- 4 --- . - . - - - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－17 無線局の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに、総務大臣が行うことができる制限に関する次の記述のうち、電波法（第 7 6 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- 2 総務大臣は、期間を定めて無線局の運用許容時間を制限することができる。
- 3 総務大臣は、期間を定めて無線局の周波数を制限することができる。
- 4 総務大臣は、期間を定めて無線局の電波の型式を制限することができる。

A－18 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、 A、交通通信の確保又は B のために必要な通信を C に行わせることができる。
- ② 総務大臣が①により C に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

	A	B	C
1	災害の救援	秩序の維持	無線局
2	財産の保全	秩序の維持	電気通信事業者
3	財産の保全	電気の供給	無線局
4	災害の救援	電気の供給	電気通信事業者

A－19 次の記述は、無線従事者の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第79条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 総務大臣は、無線従事者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は A 以内の期間を定めてその B することができる。
- (1) 電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。
- (2) C とき。
- (3) 電波法第42条第3号に該当するに至ったとき。

	A	B	C
1	3箇月	無線設備の操作の範囲を制限	日本の国籍を失った
2	6箇月	業務に従事することを停止	日本の国籍を失った
3	3箇月	業務に従事することを停止	不正な手段により免許を受けた
4	6箇月	無線設備の操作の範囲を制限	不正な手段により免許を受けた

A－20 アマチュア局の免許人が無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受けた場合の措置に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局検査結果通知書の余白に記載しなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかに電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行う点検を受けなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線局事項書及び工事設計書の写しの備考の欄に記載しなければならない。

A－21 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される B 措置を執ることを約束する。
- ② 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の(1)及び(2)の事項を禁止し及び C ために必要な措置を執ることを約束する。
- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを D こと。

	A	B	C	D
1	国際通信	電気通信のシステムに適合するすべての可能な	防止する	公表若しくは利用する
2	国際通信	無線通信の秩序の維持に必要な	監督する	他人の用に供する
3	重要通信	無線通信の秩序の維持に必要な	防止する	他人の用に供する
4	重要通信	電気通信のシステムに適合するすべての可能な	監督する	公表若しくは利用する

A－22 次に掲げる周波数帯のうち、無線通信規則に定めるところによりアマチュア業務へ分配されている周波数帯に該当しないものはどれか。無線通信規則（第5条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 28,000kHz～29,700kHz
- 2 10,100kHz～10,150kHz
- 3 14,000kHz～14,350kHz
- 4 18,068kHz～18,168kHz
- 5 24,780kHz～24,880kHz

A－23 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 A の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の B 及び業務の性質上可能な場合には、受信局の B は、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 C のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

A	B	C
1 識別表示のない信号	位置	指向性
2 無線通信規則に定めのない略語	位置	無指向性
3 無線通信規則に定めのない略語	無線設備	指向性
4 識別表示のない信号	無線設備	無指向性

A－24 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。
- 2 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 4 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。

B－1 無線局の免許状の訂正に関する次の記述のうち、無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、この規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたときは、速やかに旧免許状を廃棄しなければならない。
- イ 免許人は、氏名に変更を生じたときは、免許状に記載された氏名を訂正し、その写しに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に届け出るものとする。
- ウ 免許人から免許状の訂正の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- エ 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、免許手続規則第22条第1項各号の事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- オ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許人からの免許状の訂正の申請による場合のほか、職権により免許状の訂正を行うことがある。

B－2 次の記述は、アマチュア局における周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の ア 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(7)までに掲げる送信設備以外のものとする。

(1) イ 周波数の電波を利用するもの

(2) 空中線電力 ウ 以下のもの

(3) ①の周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの

(4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①の周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの

(5) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の エ を オ（9kHzを超える526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

(6) その他総務大臣が別に告示するもの

(7) (1)から(6)までに掲げる送信設備のほか、電波法施行規則第11条の3（周波数測定装置の備付け）の各号に掲げる送信設備

- 1 0.025パーセント 2 26.175MHzを超える 3 割当周波数 4 10ワット 5 4分の1
- 6 0.05パーセント 7 26.175MHz以下の 8 特性周波数 9 50ワット 10 2分の1

B－3 無線電話通信の一般的方法に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第18条、第19条の2及び第22条）の規定に照らし、これらの規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- イ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りではない。
- ウ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、自局の発射しようとする電波の周波数によって1分間聴守しなければならない。
- エ 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、送信機を通常の動作状態に調整し、かつ受信機で自局の発射しようとする電波の周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- オ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ呼出しを再開してはならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア ARMBRIDGEN	・－ ・－・ －－ －・・・ ・－・ ・ －・・・ －－・ ・ －・
イ BYHSTOUEG	・－－・ －・・・ －－・ ・・・・ ・・・・ ・ － －－ ・－ ・ －－・
ウ BUPRGMENLD	－・・・ ・－ ・－－・ ・－・ －－・ －－ ・ － ・－ ・ －・・・
エ KBIURCNTSH	－・－ －・・・ ・ ・－ ・－・ －・－ － － ・ ・ ・・・・
オ ERDERNIHAK	・ ・－・ －・・・ ・ ・－・ － ・ ・ ・ ・ ・－ －－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して イ 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する ア が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に ウ させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する ア が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに エ しなければならない。
- ④ ①によって電波の発射を停止された無線局を運用した者は、 オ 又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 1年以下の懲役 2 電波の型式及び周波数 3 電波の質 4 臨時に 5 3箇月以内の期間を定めて
- 6 職員を派遣し、検査 7 電波を試験的に発射 8 ①の停止を解除 9 その旨を通知
- 10 2年以下の懲役

B－6 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、アマチュア衛星業務の地上コマンド局と宇宙局との間で交わされる制御信号を除き、 ア されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 イ に限って、 ウ の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。
- ③ アマチュア局の最大電力は、 エ が定める。
- ④ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の オ は、アマチュア局に適用する。

- 1 無線通信の技術に関する規定 2 通信効率を上げるために高出力化
- 3 意味を隠すために暗号化 4 通信回線のふくそう時
- 5 緊急時又は災害救助時 6 第三者のための国際通信
- 7 アマチュア局以外の局との国際通信 8 国際電気通信連合
- 9 関係主管庁 10 すべての一般規定